平成２６年（フ）第７号
山口県周南市大字夜市2530番地の５プルミエソレイユ101号、前住所山口県周南市糀町１丁目３番地和光レジデンス徳山401号
債務者　小嶋　裕香
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第５号
福島市腰浜町２番15号　福美荘２号室
債務者　伊藤　　信
1　決定年月日時　平成26年２月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第７号
福島市新町１番13号
債務者　青柳　美香
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第９３号
名古屋市南区北頭町４丁目６番地　第一富士マンションＢ棟106号
債務者　常世　拡行
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９４号
名古屋市南区北頭町４丁目６番地　第一富士マンションＢ棟106号
債務者　常世　智子
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４号
兵庫県丹波市春日町古河619番地９
債務者　杉尾　真哉
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２５年（フ）第２０３３号
名古屋市港区小碓２丁目30番地　ガーデンテラス小碓一番館501号
債務者　波多野郁代
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１６号
名古屋市中川区江松１丁目902番地　サニーハイム江松102号
債務者　内野　久俊
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４９号
名古屋市昭和区広路本町２丁目２番地　恒和ジョイフル御器所404号
債務者　伊東めぐみ
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５号
山口市黒川2475番地８
債務者　池永　清邦
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６号
山口市宮野上190番地５、前住所奈良県香芝市逢坂１丁目396番地５　ファーシルメゾン101号
債務者　泥谷　俊晶
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止

平成２５年（フ）第１６７２号
福岡市南区高宮３丁目８番３号青柳21―１号室
破産者　有限会社ウインクス
1　決定年月日　平成26年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２６号
秋田県北秋田市松葉町４番６号
破産者　合資会社木村商店
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２５年（フ）第３１３号
福岡県筑紫郡那珂川町今光１―55
破産者　有限会社エス・ティ・メディアシステム
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４５５号
福岡県朝倉市大庭5390番地の12
破産者　医療法人太心会久賀外科医院
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９３号
栃木県鹿沼市茂呂1211番地
破産者　有限会社宮脇製作所
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１０２号
栃木県宇都宮市宝木町１丁目３番地23　エルディムエイティス103、開始決定時の住所栃木県鹿沼市茂呂1211番地
破産者　宮脇　忠司
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係